

# 八幡浜市環境基本計画

## (中間見直し)



令和2年3月

八幡浜市

# 目 次

## 第 1 章 環境基本計画の中間見直しに当たって

1 環境基本計画見直しの背景	1
2 環境基本計画見直しの対象範囲	1
3 環境基本計画見直しの構成	2
4 環境基本計画期間の見直し	2
5 SDGs（持続可能な開発目標）との関連性	3

## 第 4 章 施策の基本的方向と各主体の取り組み

施策の体系	4
I 脱温暖化をめざすまち	
① 協働で築く脱温暖化をめざすまち	6
② 人と環境にやさしいまち	8
II 自然を守るまち	
③ 健全で豊かな森林づくり	10
④ 私たちの財産である農地の保全	11
⑤ 親しみのある水辺の保全	13
⑥ 多様な生物が息づくまち	14
III 自然に触れるまち	
⑦ 水と緑の空間づくり	15
⑧ 魅力的な景観づくり	16
IV 公害のないまち	
⑨ 生活環境の保全	17
V 資源が循環するまち	
⑩ 資源循環の推進	18
⑪ 廃棄物の適正処理の推進	21
VI 参加と協働のまち	
⑫ 地域づくり	22
⑬ 協働の仕組みづくり	23

## 第1章 環境基本計画の中間見直しに当たって

### 1. 環境基本計画見直しの背景

---

平成23年3月に発生した東日本大震災による原子力発電施設の事故後、国のエネルギー政策の見直しにより、再生可能エネルギーへの転換をはじめとした環境施策への取り組みのほか、社会情勢や本市を取り巻く環境の変化に伴い、地球環境を守るために、廃棄物の削減や自然環境の保全などに引き続き取り組むことが求められています。

国では、平成28(2016)年11月に発効した地球温暖化対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」のもとで、温室効果ガスの長期的な排出量削減に乗り出しています。また、「日本の約束草案」において、温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で26%削減する目標を掲げています。

平成30(2018)年4月に第5次環境基本計画が閣議決定され、パリ協定発効や国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)制定等の内容を盛り込み、持続可能な社会に向けた重点戦略を定めました。

こうした国等の環境政策の方向性を踏まえ、本市においても廃棄物の適正な処理や環境負荷の少ない社会の形成、多様な自然環境の保全に取り組むこととしています。

### 2. 環境基本計画見直しの対象範囲

---

中間見直しの対象範囲は次のとおりとします。なお、対象範囲以外の部分に関しては、現計画の内容を引き継ぐものとします。

#### 第4章 施策の基本的方向と各主体の取り組み

施策や取り組みについて進捗状況を把握し、必要に応じて取り組み内容の見直しを行います。

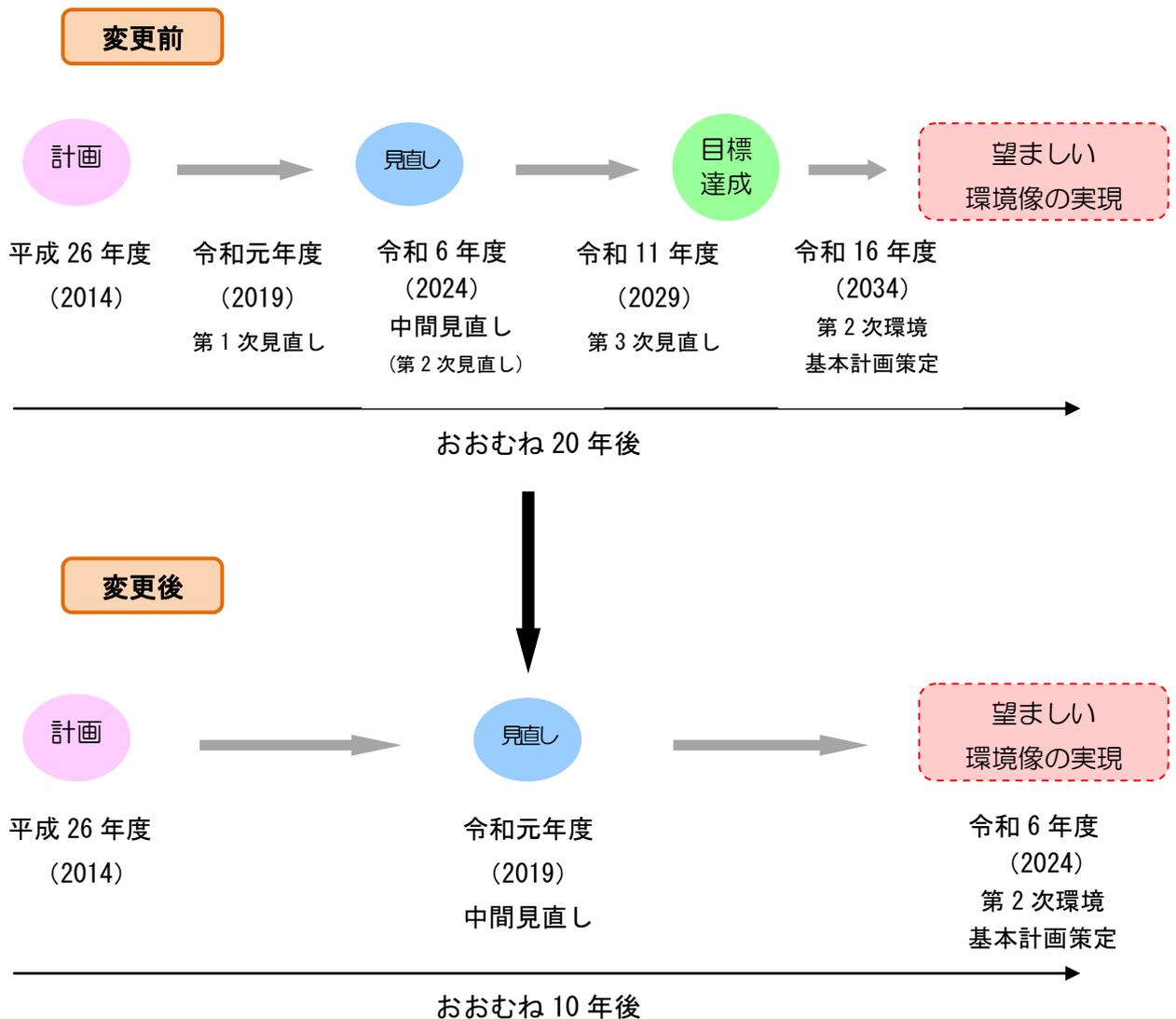
### 3. 環境基本計画見直しの構成

環境基本計画の中間見直し時期である平成 30 年度までの実績を踏まえ、環境状況等の大きな変化が生じた項目について見直しを行うことから、環境基本計画のうち、「第 4 章 施策の基本的方向と各主体の取り組み」を中心に見直しを行います。

### 4. 環境基本計画期間の見直し

今回、本計画策定後、5 年が経過したことから、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

また、本計画期間は、平成 26 (2014) 年度からおおむね 20 年間となっていますが、急速に多様化・複雑化している環境問題に対応するため、計画期間を 10 年とし、5 年後の令和 6 (2024) 年度に、第 2 次八幡浜市環境基本計画を策定することとします。



## 5. SDGs（持続可能な開発目標）との関連性

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

SDGsは、「17のゴール」とそれらを達成するための具体的な「169のターゲット」で構成されています。

本計画では、地域の環境を基盤として、その上に持続可能な社会活動を存続させる方法を検討します。また、自然環境と観光など、経済効果や持続可能な環境活動に結びつく取り組みを推進していきます。



資料 国際連合広報センターHP

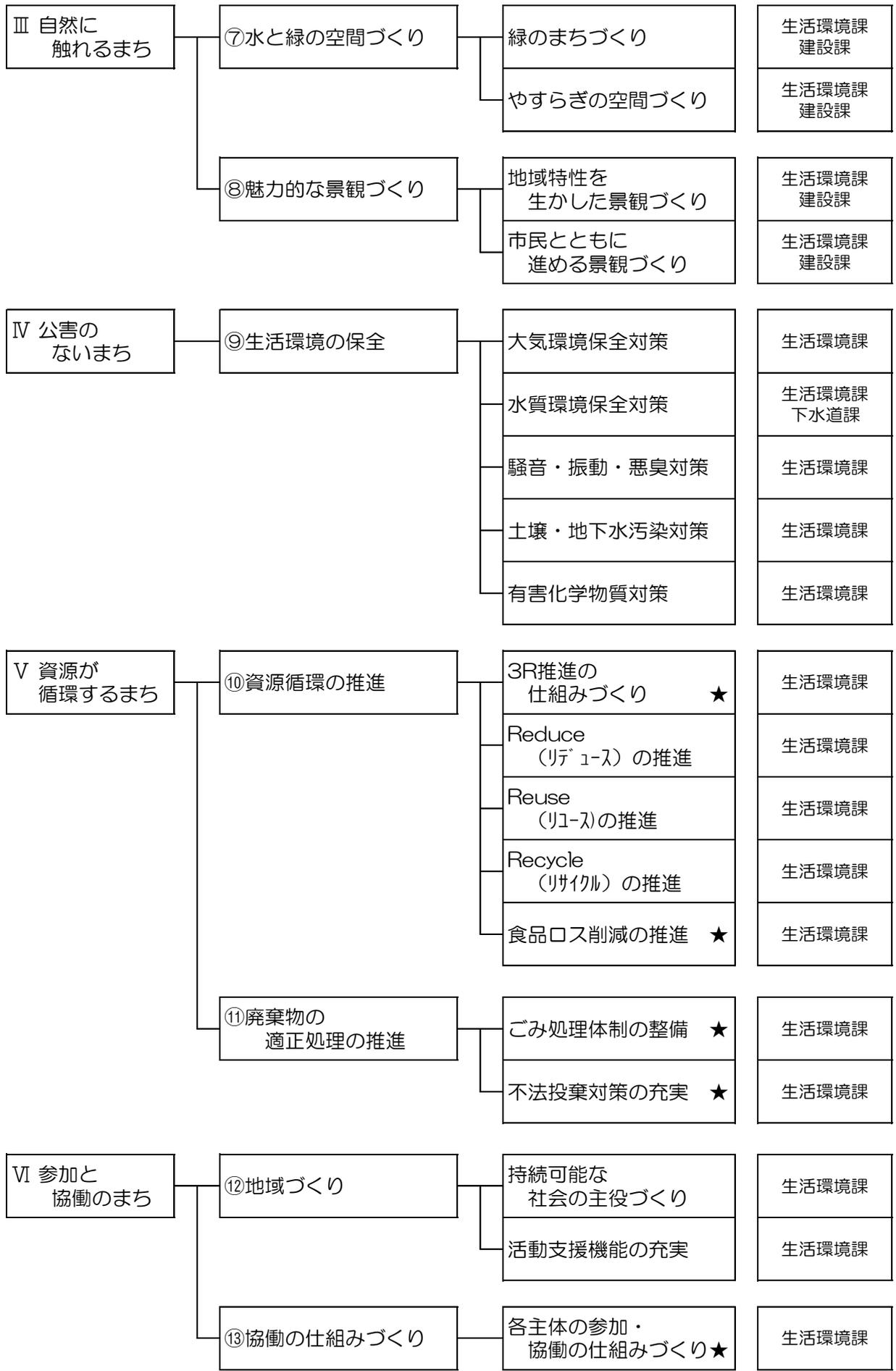
## 第4章 施策の基本的方向と各主体の取り組み

### 施策の体系

望ましい環境像「自然と共生するまち八幡浜」を実現するために立てた6つの基本方針に含まれる施策を示します。

※優先的に取り組む項目を「重点事項」として、設定しました。(★が重点事項)

基本方針	基本施策	施策の柱	主な担当課
I 脱温暖化をめざすまち	①協働で築く脱温暖化をめざすまち	省エネルギーの推進	生活環境課
		新エネルギーの活用 ★	生活環境課
		温暖化対策に取り組む人づくり	生活環境課
	②人と環境にやさしいまち	環境にやさしい交通	生活環境課
		歩いて暮らせるまちづくり	建設課 生涯学習課
	II 自然を守るまち	③健全で豊かな森林づくり	機能に応じた森林づくり
健全で豊かな森林づくり			農林課
④私たちの財産である農地の保全		農地の保全	農林課
		環境保全型農業の推進	農林課
⑤親しみのある水辺の保全		河川環境の保全・再生	生活環境課 下水道課
		海環境の保全・再生	生活環境課 水産港湾課
⑥多様な生物が息づくまち		動植物の保護	農林課
		生物の生態調査・環境学習の推進	農林課 生活環境課
		被害を及ぼす生物の管理・防除 ★	農林課



## 基本方針 I 脱温暖化をめざすまち

### 基本施策 ① 協働で築く脱温暖化をめざすまち

[現状と課題]

●本市の公共施設における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は、電気の使用によるものが最も多く、全体の約9割を占めています。

使用量については、平成25年度に17,433,778 kWh、平成27年度に17,446,153 kWh、平成29年度に18,062,212 kWhと年々増加傾向にあります。温室効果ガス排出量については、平成25年度に12,186 t、平成27年度に11,357 t、平成29年度に9,284 tと減少傾向となっています。その要因としては、電力の使用量から排出量に再計算する基礎排出係数が平成25年度は0.699、平成27年度は0.651、平成29年度は0.514となっていることがあげられます。

持続的な利用が可能である再生可能エネルギーの利用および普及はまだまだ不十分です。今後、本市における公共施設の温暖化対策については、改修、改築による省エネ対策、省エネ機器・設備の導入促進、再生可能エネルギー利用の普及・促進、エコ自動車の普及など、直接的な削減対策を講じていくとともに、市民、事業者への普及啓発および情報提供による間接的な削減対策を講じていくことも必要となっています。

八幡浜市の公共施設における電気使用量および温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

(使用量：kwh)  
(排出量：t-CO<sub>2</sub>/年)

	H25 (2013)		H27 (2015)		H29 (2017)	
	使用量	排出量	使用量	排出量	使用量	排出量
電気	17,433,778	12,186,211	17,446,153	11,357,446	18,062,212	9,283,977

[目標]

●本市の温室効果ガス排出量のほとんどを二酸化炭素が占めることから、二酸化炭素排出量を削減目標の対象とします。

指標	算定式	基準値	目標
市全体の二酸化炭素総排出量	1年間の二酸化炭素排出量	23.5万 t CO <sub>2</sub> (H27)	毎年 1%削減

※ 削減目標については、国の動向により必要に応じて見直します。

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値		方向
産業部門 CO <sub>2</sub> 排出量	製造業・農林水産業・建設業における1年間の二酸化炭素排出量	3.4万 t-CO <sub>2</sub>	H27	減少
家庭部門 CO <sub>2</sub> 排出量	家庭における1年間の二酸化炭素排出量	6.8万 t-CO <sub>2</sub>	H27	減少
事業系部門 CO <sub>2</sub> 排出量	商業・サービス業における1年間の二酸化炭素排出量	7.0万 t-CO <sub>2</sub>	H27	減少
運輸部門 CO <sub>2</sub> 排出量	自動車などの1年間の二酸化炭素排出量	6.2万 t-CO <sub>2</sub>	H27	減少
1世帯当たりの 1年間の電気の使用量	1世帯における1年間の電気使用量 家庭部門電気使用量 ÷ 世帯数 (H29.12未現在)	4,285 kWh	H29	減少
新エネルギーの導入状況	住宅用太陽光発電システムの設置補助件数(年度)	— 件	H30	廃止
温暖化に係る 環境学習の参加者数	温暖化防止に関する学習会(BDF事業など)の参加者	47 人	H30	増加

## ■施策の柱 新エネルギーの活用

### [現状と課題]

- バイオマスエネルギーの利活用について、廃食用油回収量が減少したことにより、すべての項目が減少しています。
- 再生可能エネルギーの利活用について、住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度を平成30年度に廃止しました。(平成24年度～平成29年度まで実施)

### [施策]

- 広報や市HPを活用し、バイオマスエネルギーに関する情報提供や廃食用油回収場所を示した位置図等を作成し、見える化を推進します。
- 八幡浜市地域エネルギービジョンを平成31年3月に策定しており、再生可能エネルギーの推進に取り組みます。

八幡浜市じゃこ天国油田化プロジェクト(H21.5～)

※ 地区公民館回収分

	H21	H22	H23	H24	H30
廃食用油回収量	2,883 ㍗	4,786 ㍗	5,171 ㍗	4,304 ㍗	3,101 ㍗
精製BDF量	2,594 ㍗	4,307 ㍗	4,653 ㍗	3,873 ㍗	2,790 ㍗
CO2削減量	6,796kg	11,284kg	12,190kg	10,147kg	7,310kg
ごみ削減量	2,652kg	4,403kg	4,757kg	3,959kg	2,853kg

## 基本施策 ② 人と環境にやさしいまち

### [現状と課題]

- 本市の運輸部門における平成27年度の温室効果ガス排出量は、約62,138t-CO<sub>2</sub>で市全体の27%を占めており、平成22年度の約68,657t-CO<sub>2</sub>に比べ減少しています。今後、自動車の利用を減らし、徒歩や自転車の利用により環境にやさしいまちづくりを推進することは、温室効果ガスの排出量削減にもつながっており、重要となってきます。

[目標]

- 自転車駐輪場の収容台数および公用車のエコ自動車台数を増やす取り組みを推進します。
- 自動車対策として、エコ自動車への転換やカーシェアリングの普及に関し、まだまだ改善の余地があるため、導入促進に向けた取り組みを推進し、二酸化炭素の排出量を減らします。

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値		方向
運輸部門の二酸化炭素 排出量	自動車などの1年間の二酸化炭素 排出量	6.2万 t-CO <sub>2</sub>	H27	減少
自転車駐輪場の収容台数	公共自転車駐輪場の収容台数	200 台	H30	増加
公用車のエコ自動車台数	市が保有するエコ自動車の台数	6 台	H30	増加



自動車から



徒歩や自転車へ

## 基本方針Ⅱ 自然を守るまち

### 基本施策 ③ 健全で豊かな森林づくり

#### [現状と課題]

●本市には、「森林浴の森 日本 100 選」に選ばれた「自然休養林諏訪崎」があり、豊かな森林環境を形成しています。

森林面積は、7,025ha で総面積の約 52.9%を占め、ほぼすべてが民有林となっています。森林は、水源涵養機能や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化対策、山地災害の防止機能、自然公園など観光の場を提供するなどさまざまな公益的な機能を有しています。今後も、森林整備における後継者の育成や森林整備に向けた財源確保、森林資源の利活用など多くの課題を抱えていますが、間伐などによる森林や林道などの基盤整備を進め、森林機能の増進を図る必要があります。

森林面積(H22)

区分	八幡浜市	愛媛県	全国
土地面積 (A)	13,303 ha	567,833 ha	37,790 千 ha
森林面積 (B)	7,072 ha	401,147 ha	25,100 千 ha
民有林面積	7,072 ha	359,814 ha	17,411 千 ha
林野率 (B/A)	53%	71%	67%

森林面積(H30)

区分	八幡浜市	愛媛県	全国
土地面積 (A)	13,265 ha	567,624 ha	37,797 千 ha
森林面積 (B)	7,025 ha	400,297 ha	24,802 千 ha
民有林面積	7,025 ha	361,505 ha	17,627 千 ha
林野率 (B/A)	52.9%	70.5%	65.6%

#### [目標]

●計画的な間伐の実施により、豊かな森林づくり・森林の整備に努めます。

指標	算定式	基準値	目標
間伐整備された面積	市内の間伐整備面積	29.3 ha H30	110 ha/年

### 関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
森林面積	市内の森林面積	7,025 ha H30	維持
間伐面積	市内の間伐面積	29.3 ha H30	増加
人工林の面積	市内の人工林の面積	4,543 ha H30	維持
天然林の面積	市内の天然林の面積	2,320 ha H23	維持
林道の延長	林道の延長	57,119 m H30	増加

## 基本施策 ④ 私たちの財産である農地の保全

### [現状と課題]

●近年、農業をとりまく環境は大きく変化しており、消費需要の低迷や自然災害の影響により、農業経営は厳しい状態となっています。さらに、生活スタイル等の変化にともなう農業の衰退、過疎化・少子高齢化などによる農業後継者不足および農業従事者の兼業化、イノシシなどの野生動物による鳥獣被害は、農地の荒廃をより加速させており、早急に取り組むべき課題となっています。

### 土地利用状況

区分	H24.1.1		H30.1.1	
	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比 (%)
農地 (田・畑)	32.26	24.25	30.21	22.78
宅地	5.00	3.76	4.96	3.74
池沼	0.02	0.01	0.02	0.01
山林・原野	40.56	30.49	41.77	31.49
雑種地	1.38	1.04	1.47	1.11
その他	53.81	40.45	54.22	40.87
合計	133.03	100.00	132.65	100.00

農家人口・農家数

(人・戸)

年度	農家世帯員数	総農家戸数	自給的農家戸数	販売農家戸数	専業農家戸数	兼業農家戸数
H17	7,389	2,249	321	1,928	924	1,004
H22	6,201	2,036	304	1,732	973	759
H27	5,235	1,822	260	1,562	936	626

経営耕地面積・耕作放棄地面積

(ha)

年度	経営耕作地面積	耕作放棄地面積	耕作放棄率
H17	2,784	226	7.5%
H22	2,622	310	10.6%
H27	2,426	328	13.5%

[目標]

- 私たちの財産である農地を守るため、耕作放棄地を減らします。

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
耕作放棄率	市内の耕作放棄地面積／市内の経営耕地面積 ＋市内の耕作放棄地面積×100	13.5% H27	8% R5	5% R15

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値	方向
耕作放棄率	市内の耕作放棄地面積／市内の経営耕地面積 ＋市内の耕作放棄地面積×100	13.5 % H27	減少
経営耕地面積	市内の経営耕地面積	2,426 ha H27	維持
耕作放棄地面積	市内の耕作放棄地面積	328 ha H27	減少
エコファーマー認定数	愛媛県によるエコファーマー認定数	5 件 H30	増加

## 基本施策 ⑤ 親しみのある水辺の保全

### [現状と課題]

●本市の河川は、延長が短いうえ、流域面積も狭く、急流となり海へ流れ出るため、豪雨による洪水などの自然災害が少ない水辺環境にあります。諏訪崎の海岸には、愛媛県レッドデータ絶滅危惧Ⅰ類のベンケイガニや準絶滅危惧種のアカテガニが生息しており、この生息環境を守るため、毎年、海岸漂着ごみ回収の清掃活動が行われています。

今後、健全な水辺環境を確保することは、私たちの生活を考える上で、欠かすことのできない重要な課題の一つであるため、保全活動の取り組みを促進していきます。

### 関連指標の方向性

指標	算定式	基準値		方向
水辺やみどりに十分に親しめる場があると感じる割合	アンケート満足度（満足・やや満足）の割合	55 %	H25	増加
河川美化活動参加者数	河川美化活動参加者数	2,151 人	H30	増加
海浜美化活動参加者数	海浜美化活動参加者数	225 人	H30	増加

### ■施策の柱 海環境の保全・再生

#### [現状と課題]

●近年、海洋プラスチックごみが地球規模で問題となっていることから、平成30年度より船でしか行けない海岸の漂着物を回収する取り組みを積極的に市民団体が行っています。

#### [施策]

●関係機関と連携を図り、取り組みを推進し、海洋汚染を防止します。



## 基本施策 ⑥多様な生物が息づくまち

### [現状と課題]

●豊かな自然に囲まれた本市は、多様な生物が生息する地域であり、生物の多様性は私たちにさまざまな恵みをもたらしてくれる貴重な財産です。しかし一方で、森林の荒廃や都市化の進展による生物の生息・生育環境の縮小など生物多様性を脅かす課題も少なくありません。こうした生息・生育環境の悪化がイノシシなどによる野生鳥獣の農業被害、生活被害を引き起こす一因となっています。野生鳥獣の捕獲件数（4月～10月）は、平成24年度445件、平成30年度647件と増加しており、対策が必要となっています。

### ■施策の柱 被害を及ぼす生物の管理・防除

#### [施策]

●生ごみや商品にならない柑橘等の不法投棄に関して、関係機関と連携し、情報共有を図り、野生鳥獣による被害を未然に防ぐ取り組みを推進します。



イノシシのエサとなる不法投棄された柑橘

## 基本方針Ⅲ 自然に触れるまち

### 基本施策 ⑦ 水と緑の空間づくり

#### ■施策の柱 緑のまちづくり

#### 関連指標の方向性

指標	算定式	基準値		方向
公園数	市内の各種公園の数	61	H30	維持
公園の満足度	市民アンケート（公園などの憩いの空間の身近さ）	23%	H25	増加
自然にふれあう機会	市民アンケート（水や緑など自然とのふれあいの機会の多さ）	55%	H25	増加
緑を育てている市民	市民アンケート（家庭で花や木などの植物を育てている）	51%	H25	増加
市民緑化事業の花苗等配布団体数	都市緑化事業にける花苗等の配布団体数	70	H30	維持

#### [現状]

●市民緑化事業として花の苗を配付している団体数は、平成 24 年度 106 件、平成 30 年度が 70 件と減少しています。

#### [施策]

●まちの緑は、市民にやすらぎや優しさをもたらし、生態系の保全にもつながるなど、大きな役割を果たしています。今後も、市内に緑が増えるような取り組みを推進します。

#### ■施策の柱 やすらぎの空間づくり

#### [現状]

●市内の公園数は、平成 25 年度 79 件、平成 30 年度 61 件と減少しています。令和元年度、北浜公園の改修を行い、子育て世代を中心とした若者が集えるやすらぎの場として生まれ変わりました。

#### [施策]

●平成 30 年 8 月、本市で唯一の離島である大島に大島交流館「大島テラス」が完成しました。豊かな自然に囲まれた新たな施設の活用を推進します。

## 基本施策 ⑧ 魅力的な景観づくり

[現状と課題]

●平成31年2月15日に、本市を含む3市2町による「愛媛・南予の柑橘農業システム」が日本農業遺産に認定されました。地域が主体となって、景観保全活動など、地域住民参加型による農業遺産の継承にもつなげる「保全活動」を進めていきます。

急傾斜地に築かれた段々畑は、土壌の流出を軽減する役割を果たしており、環境保全に貢献しています。石垣により外来種の侵入が阻まれ、ヒメウラジロ、イヌノフグリなど、地域の在来希少植物の格好の生育環境となり、生物多様性を保全するうえで重要な役割を果たしています。

[施策]

●将来に受け継がれるべき重要な農業行システムであるため、地域と協力しながら後世へ、確実に継承していきます。



愛媛・南予の柑橘農業システム（日本農業遺産）

## 基本方針Ⅳ 公害のないまち

### 基本施策 ⑨ 生活環境の保全

[目標]

- 環境基準適合率の増加に努めます。

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
調査測定地点の 環境基準適合率	大気・水質・地下水・土壌に係る環境基準 適合地点数／総測定地点数×100	92.7% H30	95% R15	100% R25

#### 関連指標の方向性

指標	算定式	基準値		方向
調査測定地点の環境基準適合率	大気・水質・地下水・土壌に係る環境基準 適合地点数／総測定地点数×100	92.7 %	H29	増加
大気環境基準などの達成率	適合数／サンプリング数×100	100.0 %	H29	維持
水質環境基準※1などの達成率	適合数／サンプリング数×100	86.7 %	H29	増加
地下水環境基準などの達成率	適合数／サンプリング数×100	83.7 %	H29	増加
騒音環境基準などの達成率	道路交通騒音 環境基準達成率	100.0 %	H29	維持
ダイオキシン類の大気・水質・ 土壌環境濃度	大気※2 (0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下) 水質 (1pg-TEQ/l以下) 土壌※2 (1,000pg-TEQ/g以下)	大気環境濃度 (達成) 水質環境濃度 (達成) 土壌環境濃度 (達成)	H29	維持
PRTR 制度に基づく化学物質の 排出量・移動量	1年間の届出排出量・移動量	15,188.7 Kg 2,980.0 Kg	H29	減少
公害苦情相談件数	市に寄せられた1年間の相談件数	8 件	H29	減少

## 基本方針V 資源が循環するまち

### 基本施策 ⑩ 資源循環の推進

#### [現状と課題]

●地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題は、より複雑化・深刻化してきており、これらの問題に対応する取り組みとして、資源循環型のまちづくりが必要不可欠となっています。

本市では、適正な廃棄物処理を進めることにより、環境への負荷が低減された循環型社会の構築をめざしています。今後、資源循環型のまちを実現し、市民が安心して生活できる環境を維持・向上させるためには、市民・事業者・行政がより一層協働し、ごみを減らす環境づくりを進めることが重要となります。

#### [目標]

●市民1人に対する、1日当たりの家庭ごみ排出量を削減します。

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
市民1人の1日当たりの家庭ごみ排出量	家庭ごみ排出量／推計人口 ／365日	644 g H30	600 g R6	500 g R16
ごみ総排出量	市内の1年間のごみ 総排出量	13,679 t H30	13,000 t R6	12,000 t R16

#### 関連指標の方向性

指標	算定式	基準値		方向
家庭ごみ量	市内の1年間の家庭ごみ排出量	7,882 t	H30	減少
事業系ごみ量	市内の1年間の事業系ごみの排出量	3,537 t	H30	減少
資源ごみ量	市内の1年間の資源ごみの排出量	2,198 t	H30	増加
資源集団回収量	1年間の集団回収の量	62 t	H30	増加
ごみの埋立量	1年間のごみの埋立量	1,568 t	H30	減少
リサイクル品の出品数	リサイクルフェア出品数	146 点	H30	増加
リサイクル率	ごみの資源化量／ごみの総排出量×100	20.9 %	H30	増加

## ■施策の柱 3R 推進の仕組みづくり

### ★3R とは・・・

環境に負荷を与え、処理費用のかかる「ごみ」を極力少なくする取り組みです。Reduce（リデュース）・Reuse（リユース）・Recycle（リサイクル）の頭文字をとって「3R（スリーアール・さんアール）」と呼ばれています。

それぞれの意味は、以下のとおりです。

◆Reduce（リデュース）	⇒	ごみの発生を抑制	優先順位 1
◆Reuse（リユース）	⇒	繰り返し使用する	優先順位 2
◆Recycle（リサイクル）	⇒	資源として再利用する	優先順位 3

### [現状]

●大量生産・大量消費型の社会となっている現在では、使い捨ての製品が増えてきており、ごみの量が増加しています。また、レジ袋の使用や資源として再利用できるごみを分別せずに出していることも、ごみを増やす一因となっています。

3R を推進していくためには、市民・事業者の積極的な行動を促進していかなければなりません。不要なものは、「買わない」・「使わない」・「もらわない」という観点からごみを減らすことを優先に 3R の推進を行っています。

近年、3R に Refuse（リフューズ）を加えた「4R 運動」が展開されています。Refuse（リフューズ）は、ごみの量を減らすために、まず、ごみとなるものを家庭に持ち込まない、ごみの発生をさせないという意味です。

### [施策]

●広報や市HPを活用し、3R 運動を推進します。

## ■施策の柱 食品ロス削減の推進

### [現状]

●食べ残しや売れ残り、期限が近いなどさまざまな理由で、食べ物が無駄に捨てられてしまう「食品ロス」が社会問題になっています。

「食品ロス」を減らすため、食品ロス削減推進法が令和元年 10 月 1 日に施行されました。

[施策]

●本市と(株)あわしま堂との間で、「食品ロス削減にかかる連携協定」を令和元年8月に締結し、食品ロス削減の取り組みを行っています。

本協定は、双方の資源を有効活用した協働による活動を推進し、一層の地域活性化および市民サービスの向上に資することを目的としており、連携・協力事項として、本社工場で製造される生菓子のうち、「十分に消費可能であるが、製造や販売管理の都合上、廃棄処分する可能性のある商品」を、市の児童施設などに対し、無償で提供を受け、おやつとして活用しています。

●外食産業から排出される食品ロスの削減を推進するため、食品ロス削減の取り組みを実践する飲食店・宿泊施設を「おいしい食べきり運動推進店」として登録し、その取り組みを市HPで広く紹介することで、市民の食品ロス削減に対する意識啓発を図る取り組みを推進します。

●宴会時の「食品ロス」削減の取り組みとして「30・10（さんまる・いちまる）運動」が全国的に広がりを見せており、本市でもこの取り組みを推進します。

★30・10（さんまる・いちまる）運動とは・・・

乾杯から最初の30分間は席について料理を楽しみ、お開き前の10分間は自分の席に戻り、料理を残さず食べようというものです。



「食品ロス削減」にかかる(株)あわしま堂との連携協定

## 基本施策 ⑪ 廃棄物の適正処理の推進

[現状]

●本市では、ごみ焼却施設である八幡浜南環境センターが供用開始から15年が経過し、老朽化した施設の使用期間延長のため、延命化工事を平成26・27年度の2年間をかけて大規模改修を行い、施設の延命化を図りました。

[目標]

●市民1人に対する、1日当たりの家庭ごみ排出量を削減します。

指標	算定式	基準値	中間目標	最終目標
市民1人1日当たりの家庭ごみ量	家庭ごみ量／推計人口 ／365日	644 g H30	600 g R6	500 g R16
ごみ総排出量	市内の1年間のごみの 総排出量	13,679 t H30	13,000 t R6	12,000 t R16

### 関連指標の方向性

指標	算定式	基準値		方向
最終処分場の埋め立て量	一般廃棄物最終処分場の1年間の埋め立て量	1,568 t	H30	減少
不法投棄ごみ回収量	1年間の不法投棄ごみ回収台数 (TV・エアコン・冷蔵庫など)	9台	H30	減少



八幡浜南環境センター



冷蔵庫の不法投棄

## 基本方針Ⅵ 参加と協働のまち

### 基本施策 ⑫ 地域づくり

#### [現状と課題]

●本市では、環境学習の一環として毎年10月にリサイクルフェアを開催しています。今後、これらの環境学習、環境活動の継続・拡充へ向けて、地域のさまざまな活動の拠点となる公民館や家庭、学校、事業所などとの環境ネットワークの形成を推進するとともに、環境活動のけん引役となる環境リーダーの養成を推進していく必要があります。

#### 関連指標の方向性

指標	算定式	基準値		方向
日常生活において、環境に配慮している市民の割合	アンケート問10「個人や家庭で気をつけていること」の「いつもしている」「たまにしている」の割合	64 %	H25	増加
環境に関するイベントに参加した人数	リサイクルフェア来場者数	500 人	H30	増加
市内で活動している環境団体数	個人・企業・団体（愛ロード・愛リバー活動団体含む）など	32 団体	H30	増加
地域活動への参加者数	地域環境美化活動の参加者数	4,812 人	H30	増加
環境マネジメントシステム取得事業所数	アンケート（ISO14001・エコアクション21取得事業所の合計）	3 %	H24	増加

※平成30年度の地域環境美化活動参加者数は、7月豪雨災害の影響で市内にある3つの高校（八高・工業・川高）が中止したため減少しています。（H29実績 1,336人）

#### [施策]

●地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題を解決していくためには、行政のみならず、市民・事業者それぞれが自らの役割を認識して行動し、かつ、協働していくことが重要です。そのために、市民・事業者に対する環境学習が「いつでも」・「どこでも」・「だれでも」受けられるよう、それぞれの生活環境に応じた学習を支援していくとともに、環境リーダーの養成、環境学習の場づくりなどを推進します。

また、環境問題の改善について、市民や事業者が主体となった環境保全への取り組みは非常に重要です。このようななか、地域に密着した道路・河川・海岸などについては、各地域が主体となった清掃活動および愛媛県が実施して

いる、「えひめ愛ロード運動」、「愛リバー・サポーター制度」などによる環境美化活動があり、今後もこれらの取り組みを積極的に促進します。

●リサイクルフェアの開催内容を、来場者が楽しみながら環境学習に取り組める内容も含め、見直しを行います。

## 基本施策 ⑬ 協働の仕組みづくり

[現状と課題]

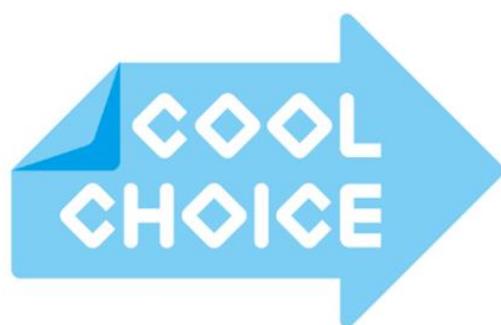
●「レジ袋」や「食品ロス」など環境問題への関心の高まりとともに、市民や企業などが主体的に関わる活動が増えています。こうした市民の主体性を尊重した環境保全・創造活動の取り組みを充実することが重要であり、今後は、環境保全・創造活動に取り組む市民団体との連携強化、また、新たな活動団体の育成に努めます。

関連指標の方向性

指標	算定式	基準値		方向
環境に関わるリーダーの人数	マイスターなどの登録数（八幡浜いとなみ観光マップ）	2 人	H30	増加
地域環境美化推進員の活動	八幡浜のまちをみんなできれいにする条例による環境美化推進員	35 人	H30	維持

[施策]

●環境問題が複雑・多様化している今日、環境施策の推進は行政のみでは困難となっていることも多く、各主体がそれぞれの特色や状況に応じて環境保全の取り組みに参加できる仕組みをつくることが重要です。そのためにも、あらゆる主体の環境施策への参加・協働のための仕組みづくりや環境情報の収集・整備・提供および連携のキーパーソンとなる人材の養成、交流の場づくりによる連携の強化などを進めていきます。



未来の  
ために、  
いま選ぼう。